秋田地方裁判所委員会第5回議事概要

秋田地方裁判所事務局総務課

1 開催日時

平成17年3月1日(火)午後1時30分~午後3時30分

2 場所

秋田地方裁判所大会議室

3 出席者

(委員,敬称略·五十音順)

蛇川高範,今泉秀和,鎌田恵子,菅美千世,高橋真,中村雄一,前川重明, 見上裕子,満田明彦,横山智也,米澤實

(庶務)

籠谷事務局長,近藤事務局次長,今野総務課長,鈴木総務課課長補佐,古関 庶務係長

4 議事(5階大会議室)

- (1) 開会の言葉 (総務課長)
- (2) 裁判員制度の広報についての意見交換

(以下,□が委員長,■が委員,○が庶務の発言)

■ 裁判員制度を国民に周知していくこと自体は大事だが、国民は裁判所が怖い、 近寄りがたいという意識、認識を持っているのに突然最も権力的な刑事裁判に 参加してくれといわれても、国民のギャップは相当大きいと思う。そういった ギャップの部分に手をつけずに、裁判員制度の広報だけをやっても国民の理解 は得られないのではないか。

制度の広報だけでなく、国民との接地面をどう広くできるのかを一つ一つ議論 していくのがよろしいのではないかと思う。

- 行政改革の場においても行政側がいくらがんばっても住民の力を生かす事の積み重ねがなければ、なかなか大変な事である。裁判員制度の広報も議論するが、その前提となる司法制度、裁判所が頼りがいがあり、わかりやすいものであるための方策についても同時進行して議論すべきでないか。
- 裁判員制度の広報と同時に、どうして今裁判員制度が導入されるのかを国民に 理解してもらうことが必要である。また、人任せにはしていられないのであり、

市民自身も一緒になっていろんな事を考えていかなければならないという広報をやるべきである。

私自身,できることからと考えて3月4日に裁判所の見学のセミナーを入れた ところ,思いがけないほどの希望者があった。国民は,少しずつこの事に関心 を持ってきている。

NHK で2回にわたって裁判員の放送がされたが、あの放送でかなり制度を身近に感じたのではないか。

- □ 大館支部においても裁判官が出前講義の依頼を受けて、市民に裁判員制度の説明を含む話をしている。NHK でも放送されており、制度に対する関心が高まってきている。この機会に裁判所においてどういった広報ができるのか、是非お知恵を拝借したい。
- 裁判所に出前講義をお願いしたら、どういった方を派遣してもらえるのか。
- 裁判所で実施している出前講義では、中学生に対するものが一番多い。出前講 義においては、講義のみならず、模擬裁判なども行っている。出張者は、裁判 官である。
- この間のテレビは、制度を自分のものとして感じることができた。やはり、裁判所、裁判官に親しみを持ってもらうことが大事だと思う。出前講義などいろいろな機会に裁判官が出向いていくことがいいのではないか。病院等においても利用者に対する説明責任が問われるようになってから、変わってきているが、裁判所においても、例えば裁判所の受付において職員が来庁者に声かけをしながら案内するような形を取ることを検討したらどうか。また、調停委員は、国民が司法に参加している一例なのだから、もっと門戸を広くし、若い人や働く人でも任期を短くするなど工夫してどんどん参加してもらうなど、他の制度の中でも国民との接触が多くなるようなやり方を考えたらいいと思う。
- 事前配布資料を読ませてもらったが、読んでいて最初は難しい用語が多いものの、最後まで読んでみると理解できてくる。そういう意味でこういった資料を読むのもおもしろいと思った。いろんな形でいろんな人に広報すべきだと感じた。

裁判所のホームページでは、裁判員制度についてのQ&Aが掲載されており、 裁判員は、法律の知識がなくても裁判官がレクチャーするとあり、また、資料 の中には、裁判に国民の社会常識を反映させるともあるが、これらは、あまりにも事を理想化していないか。我々の不安をこういった理想でさらりと言われても大丈夫なのかと思ってしまう。

広報の形としては、小学校や中学校等に出向くのも必要であり、選ばれた人だけでなく、全ての人間が関わる制度であるということをレベルに合わせてしっかりと教育の場で取り組んでもらう必要がある。

- 医療の場においても、医療講座などが開かれ、市民に対し開かれてきているが、 法律の世界については、未だ市民に開かれているとは言えない状態である。裁 判講座のような身近なものを実施するのもよいのではないか。
- 市等で行われている生涯学習の中に裁判講座というカリキュラムを入れてもら うのも身近に感じてもらえる1つの方法ではないか。

それだけでなく,裁判官がいろんな場に出向いていくことが必要ではないか。 私自身,この委員会でお会いした裁判官が死刑判決をした等という現実に触れると,今までと違う目線で見るようになる。実際に裁判官に身近に接すれば, 絶対に事件に対して興味を持つだろうし,市民に近づくことになるのだと思う。

■ 裁判員制度は定着してもらいたいと考えている。高校から講義の要請があれば、裁判員制度について話しているし、刑法のゼミでも資料を配布し、同じ内容で複数の学生に講義している。これまで国の三権のうち、司法だけに国民の参加がなかったと思う。しかし、現実を見てみると、選挙を例にとっても、今の学生は、たった20、30分の投票に行かない者が増えてきている。一般の人でも投票率は低い。そういった中で1日ないし4日という時間を費やして人の一生を左右するという重責を担うのは、相当憂鬱な気分になるのではないか。

こういった状況で国民の大半の人にこの制度を理解してもらっていくのは大変なことだと思う。

NHKのドラマを見たが、おもしろかったし、わかりやすかった。しかし、現 実は、なかなかあのようにはいかないのではないか。

□ 裁判員制度は、平成21年までに始まるが、現行の制度として検察審査会がある。この制度も国民から検察審査員を選ぶものだが、なかなか来ていただくのが難しい状況である。検察審査会でもこういった状況であるのに、実際に裁判に関わる裁判員の制度はどうやって推進していくのか法曹三者で悩んでいる状

況である。検察審査員については、多くの方が終わった後は、やってみてよかったと話しているとのことであるが、裁判員制度もそのように考えてもらえるのかは心配なところである。

しかし、具体的な規則も決まっていない現在でも、それを待ってはいられない のであり、早い時期から様々なことをやって行かなければならない。そういっ た観点からのご意見をうかがいたい。

- こういった場でいくら議論しても机上の論理といった感をぬぐえない。やはり、 実際に国民がどのように考えているのか、節目節目にアンケートを実施し、国 民の反応を取り入れていく必要があるのではないか。
- 身近な裁判所,親しみやすい裁判所というが,難しい紛争を扱っているところなのだから,単に集まれと言われても難しいと思う。制度導入まではまだ4年あるのだから,まず,その重要性も含めて車の両輪のように行っていくのが必要なのではないか。

NHKの世論調査では、64パーセントが裁判員裁判に参加したくないという 結果だったようだが、今はこういう状態でも4年間PRしていけば数字も変わっていくと思う。

法務省も専従チームを作っているし、相当な予算的措置も執られていると思う。 秋田だけの展開ではなく、もっと大きな展開が必要だが、身近なアピールとい うものも、また可能である。イベントやパンフレットの配布だけではあまり効 果がないのではないか。事あるごとにインパクトのある事を実施していく事が 必要である。NHKの放送は、インパクトがあったと思う。あの後でアンケー トを実施すれば、数値も違ったのではないか。

- □ 最高裁, 法務省, 日弁連三者でいろいろと対策を考えているし, 秋田でやれる ことはやっていく, 全国でもやっていく予定だが, もっと PR していくための 具体的な方策についてご意見を伺えればと思う。
- 実際にその場面に遭遇しないとなかなか実感は湧かないので、模擬裁判などを 実施したらどうか。

教員になるためには、老人介護の体験という課目があるが、そのような経験の ない学生は、ショックで一日寝込んでしまった者もいる。これは、実体験が無 いために悩むからであって、まず、どういうものなのか体験させることが大切 だと思う。

最近全身麻酔のインフォームドコンセントに立ち会ったが、専門用語が多く、わかりにくかった。質問をするとはじめて説明があり、そこで理解ができる。コールセンターへ電話しても一方的に〇〇の場合は何番を押すようにと指示される。2回聞いてようやく理解できた。裁判員制度はもっと大きな問題である。事前に相当の準備を整えておく必要があると思う。

- □ 模擬裁判はもう少し具体的な規則が決まった段階でないとなかなか難しい面も あると思うが、人を裁くことに関する不安を取り除くための方法はないだろう か。
- 不安や反対はあると思うが、グループで模擬裁判を行うボランティアのグループを養成し、そのグループが啓発活動をしていくというような市民を巻き込むような形もあるのではないか。例えば、裁判講座を受講した方々を啓発して、協力を得られるグループを作り、取り込んでゆく。そうすると市民の参加の場ができて、広報の実もあがるのではないか。
- 市民は裁判に対する興味は持っているが、裁判そのものは弁護士や裁判官のものだと思っている。また、裁判所というところも遊びにくるわけにはいかない施設なので、裁判所が出向いていくという形がよいのではないか。毎年消費者講座を開いているが、集客力のあるアルヴェなどで、裁判官や法学部の学生などをスタッフとした講演やシンポジウムを開いたり、裁判員の寸劇を行ったりするのもいいのではないか。
- ボランティアのセミナーで裁判をテーマに選んだところ, 意外に希望者が多かった。裁判員制度を出前するNPOがあってもいいのではないか。
- 確かにインパクトはあると思うが、アルヴェなどで行ってもなかなか実際の裁判の雰囲気は出せない。裁判所の法廷は、そういった場に貸してもらえるのか。 内容は同じでいいのだから演技力のある人を養成して、どんどん模擬裁判を行い、NPOとも協力していけば制度も浸透していくのではないか。
- □ 裁判員用の法廷は、施設としては、まだ用意できていない状況にある。
- 最高裁や日弁連でもPRのためのビデオを作成しているのか。
- ビデオは完成していると思う。弁護士会でも見る予定があると聞いている。
- 男女共同参画への取り組みをビデオや話し合いを中心に行っていたが、なかな

か効果がなかったため、対話劇を行うことにした。あらかじめ配役を決め、いくつかの生活の場面を設定し、台本を見ながら演じてもらったあとでグループで討議するというものだが、これは効果があった。自分でシナリオを読み、台詞を言うということで、2時間飽きずにできた、楽しかったという感想が多かった。

模擬裁判のシナリオがあれば、ボランティアやNPOに限らず市民の中に還元 することで自分たちの勉強会をするといった事に発展していくと思う。

市町村に行って実行委員の方々に7,8人の配役でやってもらうのだが,舞台で知っている人が演技していると興味の持ち方も違ってくる。

■ 司法に対する一般国民の考え方は、一生涯裁判などに関わりたくないというのが正直なものだと思う。こういった状況であるのに、親しみやすい裁判所といったことは考えられない。

国民の関心は、むしろ動機すらわからない犯罪や、被害者が守られていないという現在の状況である。しかし、国は国民が裁判に参加することで裁判の制度が良くなるという理想論で裁判員制度の導入を決めている。

死刑の判決が出ても判決の内容は分かりづらい。国民が分からないところを教えていかないといけない。広報の方法は、そのようなところから段々と出来てゆくのだと思う。

- □ 裁判員は、実際に事実認定や量刑について裁判官と合議をすることになるが、 特に量刑の分野については、国民一般の感覚を生かせるのではないかと期待さ れている。少なくとも裁判員には、担当した事件の内容は理解できることにな る。
- そういうことであれば理解できるが、一般市民は、そういうことを分からない のだと思う。
- 裁判員制度について知れば知るほど裁くことの怖さを思うし、委員を務めたおかげで、かえって選ばれたくないという気持ちになったと思う。分かることと支援することとは違う。市民意識も含めて、まだまだ納得いかない国民の中で応援していくのは、難しいし、根本的な理解を得るのは大変だろうと思う。
- 裁判員制度で一般国民も審理に参加すれば、事件は生活とか仕事の中で起きていて、裁判になれば、なぜこうなったのかということを考えざるを得ない。国

民に事件になってはいけないという気持ちが広がれば、犯罪も減っていくという、そういう点に意味があるのかと思った。しかし、事件は、自分に関係のないところで起きていて、関係ないところで被告人が裁かれていくというものではないという気持ちを皆が持つのは難しい。

私は保護司をしているが、保護司は、青少年や保護観察中の方の更生を支援する業務のほか、犯罪の起きない社会作りの活動をしているが、それをなかなか理解してもらえない。裁判員の制度を犯罪の少ない社会に結びつけることができればすばらしい制度になると思う。

■ 大きな改革は国民がその必要性を感じない限り定着しないと思う。現行の制度で誰が見ても無罪の人が有罪になったり、また、その反対の事が起きれば、国民の裁判への参加が議論されるが、実際にはそういうことは、なかなかない。広報活動には、ビデオ等の活用が必要である。裁判所としては、ある意味理想的な立場でのビデオを作成すればいいし、弁護士会や検察庁の立場では、それに合ったビデオを作ればいい。それぞれのいろんな立場のビデオもあっていいのではないかと思う。

裁判員制度は、なかなか国民に浸透しない点もあるが、一年も経っていないのに随分いろんな議論がなされているし、制度自体を知らない人はいないと思う。 しかし、市民の知識としては、有権者からくじで選ばれるといった程度である。 あと4年でどの程度浸透していくのかは難しいが、色んな方面でやっていくしかないと思う。

(3) 次回のテーマについて

- □ 次回のテーマについて,委員のご意見を伺いたい。
- 一階の玄関を入った正面の所に受付カウンターを設けるなどすれば、随分イメージも変わるのではないか。

インフォメーション的なものを設置すれば、裁判所が国民の声を聞く体勢にあるというメッセージになると思う。

- 裁判所に行ったら、まずどこに行けばいいのかと聞かれることが多い。裁判所 に行けば、どういう案内をされて、どこに通されるのか知りたい。
- 受付の施設というハード面と裁判所に初めて来た人が感じることを吸い上げる システムについて取り上げたらどうか。

- 広報と同時に国民の声を聞く広聴という点にも目を向けるべきでないか。
- 秋田以外の裁判所ではどういったテーマが議論されているのか。
- 日弁連では、各地の委員会のテーマをまとめているので、必要であれば準備可能である。
- 昨年9月の段階ではあるが、各裁判所のテーマをまとめた書類があるので、配 布したい。
- □ 次回のテーマは、国民に身近で利用しやすい裁判所とするための方策として、施設面もしくは広聴を中心に議論していただくことにしたい。期日については、後日調整のうえ、お知らせしたい。

以 上